

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令案の概要

総務省自治税務局

1. 改正内容

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律において、恒久的施設に相当する「国内事業所等」についての改正が行われたことに伴い、同法の規定による徴収猶予について、所要の規定の整備を行う。

2. 施行期日

平成 31 年 1 月 1 日